

(加納重雄君) 私は、公明党横浜市会議員団を代表して、市第 17 号議案平成 21 年度横浜市一般会計補正予算(第 1 号)に関連し中田市長並びに田村教育長に御質問をさせていただきます。

初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてお伺いをいたします。

昨年秋のサブプライムローン問題に端を発する世界的な同時不況の中で、我が国は 100 年に一度とも言われる未曾有の経済危機に陥りました。このような危機的な社会経済状況から脱するため、政府・与党はこの 4 月に経済危機対策を発表し、15 兆円に上る過去最大の財政支出となる補正予算が先ごろ成立をいたしました。この補正予算は、雇用対策、金融対策など緊急的な対策のほか、成長戦略、安心と活力の実現のため、さまざまな分野にわたって予算措置されております。さらに、地方の厳しい財政状況に配慮し、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう、総額約 2 兆 4,000 億円に上る地域活性化・経済危機対策臨時交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金の 2 つの交付金が新たに創出をされました。今回の 5 月補正予算の財源にはこの交付金が合わせて 187 億円充てられており、本市にとっても貴重な財源と言えると思います。さらには、ことし限りの財源だけではなく、国の積極的な地方の財政支援の一つとして都道府県を中心に新たな基金を設けたり既存の基金に積み増したりすることで、今後 3 年程度にわたって地方が使える財源が用意されました。

そこでまず、新たな交付金と複数年にわたって財源を担保する基金が創設、拡充されたことに対する市長の所感をお聞きいたします。

このうち地域活性化・経済危機対策臨時交付金については、横浜市に約 38 億円が交付されます。これは、20 年度の国の二次補正で地方への支援として盛り込まれた地域活性化・生活対策臨時交付金が全国 6,000 億円のうち本市交付額が約 3 億 3,000 万円であったことに比べると、10 倍以上の交付金が交付されることになるわけです。

そこで、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として 38 億円が交付されることに対しどのような評価をしているのか、お伺いをいたします。

この経済危機対策臨時交付金は、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他、将来に向けた地域の実情に合わせたきめ細かな事業を実施できるよう交付するものとされております。つまり、この交付金は、今回の国の補正で地方負担を実質的に軽減させるとともに、それぞれの地方公共団体の実情に応じて柔軟な対応ができるように配慮されており、非常に使いやすい交付金だと考えられております。今回提案された補正予算案では本市への交付限度額約 38 億円のうち約 36 億円が財源として組み込まれておりますが、そこで、経済危機対策臨時交付金を活用して行う事業のねらいや考え方は何か、お伺いをいたします。

次に、これら国の新たな交付金を活用し進める各事業についてお伺いをいたします。

まず、中小企業支援信用保証料助成等事業そして中小企業融資事業についてお伺いをいたします。

政府は 6 月の月例経済報告で、昨年秋以来の景気急減速の主因である生産と輸出の指標が改善していることなどから事実上の景気底打ち宣言となる景気の基調判断を 2 カ月連続で上方修正する方向で検討しているとのことですが、市内経済を見ますと、景気の本格回復に向けた動きは鈍いというのが実感でございます。このような中、中小企業融資制度は政府の金融対策とも相まって、これまでも経済、金融情勢の変化に対応し市内中小企業の資金繰りを支えてきたところですが、昨年来の経済危機のあおりを受け、売り上げの減少等を背景に資金繰りが一段と悪化するなど、中小企業を取り巻く金融環境は極めて厳しいものとなっております。

こうした状況下、公明党横浜市会議員団は、急速な景気後退が顕著になってきた昨年秋に、金利や保証料の軽減を初めとした中小企業の金融支援強化について、2 度にわたり緊急の申し入れを行いました。その中でも、今回の補正予算に盛り込まれた保証料助成は、我が党が特に力を入れて要望している支援策の一つでもあります。

そこで、今回の保証料助成の引き上げによりどのような効果をねらいとしているのか、お伺いをいたします。

横浜市の中小企業金融対策は、昨年度から数回にわたり緊急対策を打ち、効果を上げてきたものと考えておりま

す。しかしながら、日常業務に追われる中小企業ではいまだ融資制度の内容を知らない経営者の方々がおられるということも耳にいたしております。より多くの市内中小企業が借入企業に有利な融資制度により経営改善を図っていけるよう、広く周知していただきたいと考えております。

そこで、今回追加された施策の広報はどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

次に、学校ICT環境整備事業についてお伺いをいたします。

これまでの答弁において、環境整備に対する考え方、また、教える側である教員研修やサポート体制の拡充など、ICT環境整備に伴う教育委員会としての取り組みについては十分理解をしております。しかし、今回の整備により大きく変わっていくのは、学校現場であり、教員の授業を受ける子供たちではないかと私は思っております。

そこで、ICT環境が整備され活用されたことにより、教育環境や教育方法はどのように変わるのか、また、子供たちにどのような変化を期待しているのか、お伺いをいたします。

今回の整備に当たっては、小中学校や高等学校のほか、特別支援学校などにも教育用パソコンやデジタルテレビも整備されると聞いております。すべての子供たちがひとしく今回の恩恵を受けるには、特に教育的に配慮の必要な子供たちへの対応は不可欠であると思っております。

そこで、教育的に配慮が必要な児童生徒に対する対応はどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

この点については、どうぞ十分な配慮も要望をしておきます。

次に、太陽光パネル設置事業についてお伺いをいたします。

現在、我々は地球規模の環境問題に直面しており、特に地球温暖化対策は待ったなしの状況にあります。平成20年より京都議定書の第一の約束期間が始まり、世界的にも低炭素社会への変化が求められ、国際的な枠組みが構築されつつある中で、政府ではスクール・ニューディール構想を経済危機対策の一環として打ち出し、公立小中学校への太陽光発電システム導入等を推進することが示されたところでございます。

今回の補正予算案の中で、厳しい財政状況の中、市内の公立小中学校の半数近くである200校に太陽光パネルを設置することを盛り込んだことは高く評価できるものであります。また、未来を担う子供たちと教育にかかわる関係者に再生可能エネルギーを身近に感じてもらうことができる小中学校に積極的に太陽光発電システムを導入することは、環境教育やエコライフの実践に科学的、経験的に取り組めるようになり、そこからG30と同じように、親や家庭に普及していくものであると考えます。このように、環境負荷を軽減するとともに環境人材を育成する本事業は、今まさに我が国に必要な事業であり、環境モデル都市として率先してCO<sub>2</sub>-D<sub>50</sub>に基づく取り組みを実践していく時宜を得た事業であると考えております。

そこで、本事業に対する市長のお考えや評価についてお伺いをいたします。

次に、保育所整備費についてお伺いをいたします。

少子高齢化の進展を背景に、国においては、平成20年2月に新待機児童ゼロ作戦を掲げ、希望するすべての人が子供を預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保することとし、対策を進めております。しかし、残念なことに、本市の保育所待機児童数は、平成21年4月1日現在1,290人と昨年から大きく増加をしております。保育所に入りたいと希望する方が年々ふえているということですが、このことは、一方で、少子化対策が功を奏し合計特殊出生率が上昇に転じていることや、女性の一生をサポートする諸施策を積極的に展開した結果、女性の働く環境が整ってきたということも大きな要因であると考えます。さらに、100年に一度と言われる経済状況の悪化の影響もあり、保育所入所希望が一層強まっているというのが現状ではないでしょうか。保育所に入所できない方たちを今後どうするのかについては緊急に対応しなくてはならない課題です。

そこでまず、ことしの待機児童の特色についてお伺いをいたします。

また、今回の補正で保育所整備数及び定員数の増をしているが、どのように保育所を整備していくのか、お伺いをいたします。

待機児童が増加する一方で、保育所の定員割れが1,503人だと聞いております。この定員割れの保育所の積極的な活用など、既存の保育資源の活用についても考えなければなりません。今年度新規事業である待機児童解消モデ

ル事業で、駅から遠いなど立地上利便性が悪いため定員割れをしている保育所を対象に定員割れを回復するための取り組みを行うということですが、こういった既存の保育資源を活用する施策を積極的に展開していただきたいと思います。

そこで、待機児童の増加に今後どのように対応していくのか、その考えをお伺いいたします。

次に、障害者関連の2事業について質問をいたします。

昨年来の世界同時不況は、市内の経済情勢にも大きな影を落としており、雇用にも影響を及ぼしております。若者が非正規での労働を余儀なくされ、さらにはその雇用の場も脅かされている中、障害者の就労が後退しないか懸念しているところです。

そこでまず、障害者雇用の拡大事業の事業内容及びねらっている効果についてお伺いをいたします。

また、障害者新規就労等促進事業の事業内容及びねらっている効果についてもお伺いをいたします。

横浜市役所では、とりわけ知的障害者を平成19年度より嘱託員として雇用しており、現在は2名の方が雇用されていると聞いております。このところ、知的障害者の雇用は拡大傾向にあるとはいえ、働きたいと願う知的障害者が十分に職につけているとは言えず、このような経済情勢のもとでもさらなる拡大のために取り組みを強める必要があると考えております。

そこで、横浜市役所における知的障害者の雇用をどのように評価しているのか、お伺いをいたします。

一方、精神障害者は知的障害者より雇用がおくれています。働く意欲と能力がありながらも就労できていない精神障害者は多数いらっしゃると思います。過日、我が団は、川崎市高津区にある知的障害者を雇用されている企業を視察いたしました。企業の理解を求めて雇用を拡大することが非常に大切であり、まず、横浜市がモデル的に雇用することも進める必要があると実感をしたところでございます。さらには、発達障害児の雇用についても早急に検討をお願いしたいと思います。

今回の補正は現在の社会経済情勢に対応するものですが、障害者就労支援は、単なる緊急経済対策にとどまらず、長いスパンで取り組んでいく必要があると考えております。そこで、今回の補正を踏まえて、知的、精神、発達障害者の就労支援の今後の展開についてお伺いをいたします。

この不況により、職を失う障害者や賃金を削られる障害者がふえているのではないかと心配をしております。今だからこそ、より一層のきめ細やかな就労支援を行い、障害者の雇用機会の維持拡大を促進し、適切な労働条件を保っていかねばなりません。障害者の就労支援は、スポット的な対応ではなく、中長期的な視野を持って取り組まなければ効果は上がりません。嘱託員の雇用拡大についても、ぜひ通年で進めていかれることを強く要望いたしておきます。

身体障害者はもとより、まだまだ取り組みを強化しなければならない知的障害者や精神障害者、そして発達障害者の就労支援について、今後とも市としての先駆的な役割を発揮しながら民間をリードし、企業や障害者御本人への支援の充実強化を図るようお願いをしておきます。

次に、母子家庭等自立支援事業について伺います。

横浜市では、平成15年度に横浜市母子家庭等自立支援計画を策定し、母子家庭への自立支援を進めてまいりました。そして、平成18年には母子家庭等就業・自立支援センターを設置するなど、就労支援策を推進しています。母子家庭の自立支援については、経済的に自立できることが母親本人にとっても子供の成長にとっても重要なことであり、就労支援は非常に重要な柱の一つであると考えます。

そこで、母子家庭への就労支援事業の取り組みとその評価についてお伺いをいたします。

今回の補正予算では母子家庭の方を応援する施策として、高等技能訓練促進費事業について、支給額が月額10万3,000円から14万1,000円へ増額されるとともに、支給対象期間も全期間へ延長することが盛り込まれていますが、これは、我が党の強い主張のもと、国の経済危機対策の中で位置づけられたものです。母子家庭の母親については、資格がないので不安定な就労から抜け出せない状況がある一方で、資格取得のため養成機関に通う際の生活費がないといった課題が指摘されており、今回の拡充は母子家庭の経済的な自立を支援する有効な対策であると考えてお

ります。なお、こうした制度の拡充については対象者に幅広く周知することが重要です。対象者に確実に周知し、制度が十分に活用されるよう要望いたします。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、日中、仕事や子育てにより相談する余裕のない方のために、夜間の電話相談に対応したり、休日に就労相談を実施していますが、母子家庭の状況に応じた支援策についても充実していく必要があると思います。そこで、今後の母子家庭自立支援についての取り組み姿勢についてお伺いをいたします。

次に、DV被害者への定額給付金等相当額支給事業についてお伺いをいたします。

平成 20 年における内閣府男女間における暴力に関する調査では女性の約 3 人に 1 人が配偶者から身体的暴行や心理的攻撃などを受けたという結果が示されており、横浜市内でも、配偶者からの暴力、いわゆるDV被害で女性相談所や民間のシェルターに一時保護された方が多数いらっしゃいます。定額給付金はDV被害者の生活を支援する重要な施策の一つとなるものですが、DV被害者の中には定額給付金を受け取れない方々がおられ、公明党としてもその方々に対する支援策の展開を主張してきたところです。本市としてもその対応を検討してきたようですが、このたびの平成 21 年度 5 月補正予算案では、DV被害者への定額給付金等相当額支給事業として 2,500 万円が計上されております。

そこで、改めてDV被害者への定額給付金等相当額を支給する趣旨とその概要についてお伺いをいたします。

また、対象者となる方がどのくらいおられるのか、また、受け付けはいつから始まるのかについてもお伺いをいたします。

DV被害者の方は苦しい生活の中で御自身の生活の立て直しに努力されておられます。DV被害者という立場や御本人の安全の確保に配慮しつつ、できるだけ速やかに本事業が執行されることを望みます。

次に、不妊相談・治療費助成事業についてお伺いをいたします。

少子高齢化の進展で女性の社会参画に期待が高まる中、我が党では、女性を総合的視点で支援し不安を解消していくことが日本の活性化につながるとの観点から、特に健康、仕事、子育てを中心に、すべての女性が安心と希望を持って暮らせる社会づくりを推進する女性サポート・プランを提案しているところです。このプランでは、女性の一生をトータル的にとらえ、ライフステージに合わせた支援を行うことにより、すべての女性が安心と将来への希望を持って暮らしていける都市づくりを目指しております。女性の社会的役割への期待は高まるばかりですが、一方で、子供を欲しいと願いながらも、さまざまな背景から不妊に悩む御夫婦もふえているように聞いております。

そこで、子供を望んでいる方々に対してどのような支援を行っているのか、お伺いをいたします。

経済的な支援である特定不妊治療費助成制度については、本市でも 17 年度から実施されるようになりました。その後、助成期間が通算 2 年度から 5 年度に延長され、19 年度には所得制限が 650 万円未満から 730 万円未満へと緩和されました。さらに、今回の補正予算案では 1 億 3,300 万円が計上されております。こうした施策の拡充は非常に喜ばしいことですが、より一層の充実が必要であると考えます。

そこで、特定不妊治療費助成事業の補正の内容と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

厚生労働省では、平成 19 年度から、特定不妊治療費助成事業の実績、成果の把握を行うために、医療機関からの治療対象者の同意のもとに治療後の経過を報告する制度を始めております。各自治体にそれらの集計結果が提供されるのは時間がかかるとも聞いておりますが、その結果も踏まえ、制度のさらなる充実を図っていただきたいと思っております。

次に、安全管理局所管の新型インフルエンザ対策推進事業と救急活動費についてお伺いをいたします。

新型インフルエンザ対策は、平成 17 年に国が行動計画を策定し、これを受け、横浜市も平成 17 年に横浜市新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。以来、我が党は新型インフルエンザ対策について積極的に取り組んでまいりました。そこで、今回の補正で計上されている新型インフルエンザ対策について何点かお伺いをいたします。

安全管理局は平成 18 年度に危機管理室を設置し全市的に新型インフルエンザ対策を推進してきましたが、その安全管理局に今年度初めて新型インフルエンザ対策のための予算措置がなされ、さらに今回の補正予算でも追加をさ

れたところですが、そこで、安全管理局に初めて予算措置されたことの意義について市長の考えをお伺いいたします。

ところで、本年4月にメキシコ、アメリカを中心に豚インフルエンザが変化した新型インフルエンザが発生し、現在は我が国でも患者が多数発生しております。我が国では、患者が現在400人近く発生しているものの、幸い死亡者は出ておりません。WHOにおいても、今回の新型インフルエンザは弱毒型で、毎年流行する季節性インフルエンザと症状が大きく変わらないと発表されています。こうした中、本市において疑似症患者が発生し、現場においても相当の戸惑いや御苦労があったことと思います。その中で対策の見直しが必要と思われる点があるのではないかと考えます。

そこで、今回の対応から得られた教訓についてお伺いをいたします。

現在、我が国で発生中の新型インフルエンザは、日に日に新規発生患者数が減少してきており、流行がおさまりつつあるように見受けられますが、まだまだ終息したとは言えず、予断は許されない状況にあります。また、気温や湿度が下がる秋口にはさらなる流行も予想されており、現在の弱毒性から毒性が増加するとの考えもあります。

そこで、今回の補正予算案の被害想定と特徴についてお伺いをいたします。

話は変わりますが、新型インフルエンザ対策については国及び地方自治体を中心となって実施されますが、特に住民に身近な地方自治体の対応は重要であります。この自治体の職員においても新型インフルエンザに感染する可能性は否定できないわけで、もし自治体の職員が多数出勤できない事態となっても、新型インフルエンザ対策を実施している自治体の業務をとめるわけにはいきません。そのため、自治体の業務を継続するための計画、いわゆるBCPについて、今年度策定を開始し、1年間で策定を完了すると聞いております。しかし、先ほども申し上げたとおり、ことしの秋口にはさらなる流行が予想されております。

そこで、BCPについての当面の対応についてどうされるのか、お伺いをいたします。

新型インフルエンザについては、人類に対する大きな脅威であり、そのための対策が行政に求められております。今回の新型インフルエンザは幸い弱毒型ではありましたが、致死率10%にもなる強毒型インフルエンザの発生もおお可能性があるわけで、このことを想定した行動計画についてはなお重要であります。今回の新型インフルエンザ対応の経験を教訓として、次に強毒型のインフルエンザが発生しても万全の体制で臨めるよう、より一層の対策強化を要望いたしておきます。

最後に、健康福祉局所管の新型インフルエンザ対策事業についてお伺いをいたします。

今回の補正予算で新型インフルエンザ対策として医療用資器材の前倒し備蓄を行うこととしており、予防投与用の抗インフルエンザウイルス薬や医療従事者用の感染防護服などについて、致死率の高い新型インフルエンザを想定して備蓄するものです。一方、現在横浜市でも新型インフルエンザ対策として発熱相談センターや発熱外来の設置などの対応を行っているところですが、これまでの対応の中で、ホットラインの必要性を初め、対応方法など新たに学んできたものもあって考えております。今回の補正予算による備蓄は行動計画に基づいて計画されたものですが、そこで、発熱外来を開設している医療機関にとってはほかに必要な物品などについてどう対応するのか、お伺いしておきます。

現在は市内13カ所の発熱外来において患者を診察しているところですが、今後、毒性の変化などが起こる可能性もあると思われます。特に秋以降に次の発生があるのではないかとという報道もあり、現在の対応以上が求められることと考えます。その場合、市内医療機関との連携が不可欠であると思われますが、そこで、新型インフルエンザへの対応について関係医療機関との協議についてはどのような状況なのか、今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

新型インフルエンザの蔓延期には一般の医療機関においても受診を行わなければならないものと考えております。医療機関との協議の中では、新型インフルエンザ患者の受診体制を組むために医療用資器材が欠かせないといった声が出てくることは想像にかたくありません。市内医療機関が万全の体制で対応できるよう行政としては配慮が必要であると考えます。

そこで、行政の役割と責任として一般の医療機関に対し医療用資器材を配付することは考えているのか、お伺い

をいたします。

今後は医療体制がさらに重要だと考えます。今回の兵庫、大阪の貴重な体験を生かし、秋、冬の本格的なインフルエンザの流行期に向けての備えを始めていただきたいと申し上げて、公明党横浜市議員団を代表しての関連質問を終わります。(拍手)

市長(中田宏君) 順次お答え申し上げます。

まず初めに、市第17号議案についての御質問をいただきました。

初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、まず、新たな交付金と基金に対する所感ということでもありますけれども、新たな2つの交付金につきましては、本市にとっては補正予算のための留保財源がないという極めて厳しい現在の財政状況の中であって、国と歩調を合わせて必要な市内経済対策、市民生活の安心確保のために施策を進めることの貴重な財源になったと思っております。また、県を中心に設けられる基金についても、急速な財政状況の好転が見込めない中であっては複数年度にわたって活用できる財源が用意されたことについては評価をしております。本市のような大都市にとっては直接市に基金を設置させてもらうことでより事業をスムーズに展開できたと思いますので、その点は残念でありますけれども、今回については県との調整を図ってこれらの基金からの財源をできるだけ確保してまいりたいと思っております。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に対する評価ではありますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の算定に当たっては昨年度交付された地域活性化・生活対策臨時交付金とは異なって人口などの要素が考慮されるなど、厳しい財政状況にある大都市に一定の配慮がなされていることについて評価をしております。既に本市には38億円を超える交付額が示されておりますが、これは人口などが加味されたわけでありますから当然全国の市町村の中で最も多い額ということになっておりまして、今回の補正予算でも有効に活用してまいりたいと思っております。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して行う事業のねらい、考え方についてでありますけれども、まず第1に、特に厳しい状況にある市内中小企業への支援策をさらに充実させるために保証料助成などを実施するとともに、第2に、市内業者への発注量確保も念頭に置きながら将来に役立つ投資としてLED防犯灯の整備や学校の環境整備を進めることといたしました。さらに、子育て支援など喫緊の課題に迅速に対応していくために、保育所整備の追加や母子家庭、DV被害者への支援策といったものにも交付金を活用することといたしました。

次に、中小企業支援信用保証料助成等事業、中小企業融資事業についての御質問をいただきました。

保証料助成の引き上げによる効果についてでありますけれども、緊急借換支援資金の保証料助成を引き上げることによって経営の下支えを強化いたしまして、企業が現下の厳しい経営環境を乗り越えていけるように支援することをねらいとしております。また一方で、横浜型地域貢献企業や横浜価値組企業に対する保証料助成も拡充することで、今後の横浜経済の一翼を担う企業の成長も一層後押しをしていくことをねらいとしております。

今回追加された施策の広報についてであります。これは横浜市工業会連合会や商店街総連合会などへの制度融資の説明会のほかに、本市や経済団体のホームページ、メールマガジン、機関紙など、さまざまな手段によって広報を図ってまいりたいと思っております。テレビやラジオ、新聞などのマスメディアの皆さんにも報道してもらったり、また、我々としても活用することによって効果的な周知に努めてまいりたいと思っております。

小中学校への太陽光パネルの設置事業についてであります。本市においてはCO<sub>2</sub>-DO30において再生可能エネルギー10倍化という目標を掲げておりまして、市としては太陽光発電の普及は不可欠なものであります。学校への太陽光発電システムの導入によって、学校生活を通じて環境教育を実践していく、子供たちはもとより、保護者を初めとする地域住民の中に環境に配慮した行動が波及していくことを期待いたしております。また、未設置の小中学校はもとより、他の公共施設においても財政状況を勘案しながら長期的な展望に立って太陽光パネルの導入を進めてまいりたいと考えております。

続いて、保育所整備費についての御質問をいただきました。

ことしの待機児童の特色であります。申込数が約3,000人増加をいたしております。前年度が約1,000人の増加に比べますと大変大幅な増加になったということでもあります。行政区別では金沢区を除いて17区で前年より待機

児童がすべて増加をすることになっております。待機児童全体に占める割合としては、年齢別では1歳児の割合が5割を超えて、育児休業から職場復帰する方のニーズの高さを示していると思われまます。また、保育の入所要件別では、両親ともに常勤などの入所要件の高い方の割合が増加する一方で、保護者が求職中などの比較的要件の低い方の割合が最も多くなっております。

今回の補正によってどのように保育所を整備していくかではありますが、22年4月1日の開所を目指して迅速に整備を進めるために、民間事業者が既存の物件を保育所仕様にする経費の一部を補助することによって保育所の整備を図ってまいります。特に待機児童解消に効果がある駅周辺などの利便性の高い地域で整備を進めてまいります。

待機児童の増加への今後の対応についてであります。今回の補正予算において保育所の整備による定員増加を図るとともに、今年度については待機児童解消に資すると思われるモデル事業を実施してまいります。モデル事業としては、定員にあきが生じている保育所を対象に通園バスを運行することによって利便性を高めて入所を促進することを目的として、通園バス購入費助成事業を実施いたします。また、一時的な保育で対応可能な児童を預かる一時預かり事業や、主にゼロ歳から2歳児の受け入れを行う横浜保育室の整備費助成事業と家庭保育福祉員、いわゆる保育ママの増員などを実施いたします。今後はこれらのモデル事業の効果を検証して、保育所の整備とともに、さまざまな手法によって待機児童解消に向けて総合的に取り組んでいかなければならないと考えております。

続いて、障害者雇用についての御質問をいただきました。

障害者雇用の拡大事業についてであります。本市の緊急経済対策の一環として、横浜市役所において、10月より6カ月間、知的障害者を中心に事務分野に従事する嘱託員として10人雇用をするものであります。経済不況の中で市役所における障害者雇用を拡大することをまず行って、そして取り組みの成果を民間企業などにもアピールをしまして、障害者雇用についての啓発を図って、実際雇用がふえるということにつなげてまいりたいと考えております。

障害者新規就労等促進事業についてであります。企業経験者のノウハウを活用するとともに、ボランティア精神を生かした横浜らしい新たな取り組みとして横浜版ジョブコーチを養成するものであります。横浜版ジョブコーチは、国事業ジョブコーチの役割であります障害者の職場定着支援に加えて、実習中の障害者とともに企業に同行して就労に向けた訓練を円滑に進めるための支援も行います。ジョブコーチが障害者と企業のつなぎ役として双方への支援をすることによって、障害者の職業能力の向上と企業の障害者雇用の理解を促進して、新規就労者数の増加と職場での定着支援の強化を図ってまいりたいと思っております。また、企業を退職された高齢者の社会貢献活動としても有効と考えております。

知的障害者雇用の評価についてでありますけれども、本市においては、平成19年10月と20年10月に1人ずつ、知的障害者を事務嘱託員として雇用いたしました。職員はパソコン入力や庁内メールの集配、書類整理、電話応対などの事務に従事をして、勤務状況は極めて良好であります。障害特性に応じた業務設定と適切な指導、支援によって知的障害者が事務的な仕事に力を発揮することを実証できたこと、また、周囲の職員の知的障害者理解が進んだことなども大きな成果であると考えております。本市においては、こうした評価をもとに雇用職場を拡充することといたしたわけでありまます。今回の増員によって、雇用に際して配慮する点などの情報をさらに蓄積して、企業や他の公的機関などに提供することによって、知的障害者の事務分野での雇用拡大を図ってまいりたいと思っております。

障害者就労支援の今後の展開であります。横浜市障害者プラン第2期でも重点施策の一つとして掲げておまして、市民、関係団体、企業、行政が一体となって取り組むことによって着実に施策の推進を図ってまいりたいと思っております。特に、身体障害者と比較して雇用が余り進んでいない知的障害者や精神障害者、発達障害者の分野についても、横浜市役所での障害者雇用の拡大や横浜版ジョブコーチの養成、また、これまでの取り組みを充実することなどを通じまして新たな就労支援に我々としてもチャレンジをしてまいりたいと考えております。

次に、母子家庭等自立支援事業についての御質問をいただきました。

母子家庭への就労支援事業の取り組みとその評価についてであります。本市においては、母子家庭等就業・自

立支援センターに配置した就労支援員が母子家庭の母親が就労につながるまでの継続的な支援を行っているところであり、その際、区やハローワークと連携をしながら個別に面接、相談に応じるなど丁寧な支援を行うことを心がけており、この結果として支援者数、就労者数ともふえております。その意味において着実に成果が上がっているものと考えております。

今後の母子家庭自立支援の取り組み姿勢についてであります。本市が行っている母子家庭への支援は、子育てや生活支援、就業や経済的支援、子供への支援、相談や情報提供、いろいろとこれは多岐にわたっているわけでございます。そこで、制度の趣旨や内容についてきめ細かに周知をしていくことが必要でありますし、母子家庭の状況や能力、経験など個々のニーズもまた異なっておりますから、それに応じて支援を行って、今後とも母子家庭等の総合的な自立支援を行ってまいりたいと考えております。

DV被害者への定額給付金等相当額支給事業についての御質問をいただきました。

支援する趣旨でありますけれども、現住所に住民登録ができないDV被害者の方は定額給付金や子育て応援特別手当の給付を受けられないために支給をするものであります。

概要であります。定額給付金と同額の1万2,000円を、18歳以下の児童及び65歳以上の高齢者には2万円を支給いたします。また、3歳から5歳の児童には子育て応援特別手当と同じ基準で3万6,000円を支給いたします。

対象者数については、正確に把握することは難しいわけですが、19年度に横浜市でのDV被害等で民間シェルター等に一時保護された件数をもとに我々が計算をいたしますと、およそ400件程度を想定いたしております。

また、受け付け開始については、事業の周知期間を十分確保いたしまして8月ごろからを予定いたしております。

不妊相談・治療費助成事業についての御質問をいただきました。

子供を望んでいる方々への支援についてであります。本市においては特定不妊治療費助成による経済的な負担の軽減を図っております。さらに、各区での不妊相談や市民総合医療センターにおける専門相談を実施するとともに、講演会、交流会などで不妊治療の当事者と不妊治療に対する悩みについて話す機会を持つなど、精神面でのサポートにも取り組んでまいりたいと思っております。

特定不妊治療費助成事業の今回の補正内容と今後の取り組みについてでありますけれども、今回の補正は、助成限度額を1回当たり10万円から15万円に引き上げることにによりまして利用者の経済的負担の軽減を図るものであります。このことによって制度利用が促進されると思われまますので、より一層の広報や制度の周知を図って不妊治療を希望する方が受けやすい環境を整備することによりまいりたいと思っております。一方で、不妊予防への取り組みも重要と考えます。不妊に結びつきやすい要因としては、喫煙や過度のダイエットなど、ほかにもあるかもしれませんが、いろいろと要因が挙げられております。また、思春期保健指導事業なども通じて、そうした観点からいろいろな要因というものがあると思っておりますけれども、自分自身の体を大事にする健康づくりなどについて一層推進をしていくということもございませう。

最後に、新型インフルエンザ対策推進事業及び救急活動費についての御質問をいただきました。

まず、新型インフルエンザに関する予算についてでありますけれども、本市においては、平成18年から、新型インフルエンザの発生を横浜市緊急事態等対処計画上の緊急事態に位置づけて取り組みを進めてきたところであります。本年度は、当初予算において業務継続計画に係る経費など、新型インフルエンザ対策関連の予算を計上いたしました。さらに、今回の新型インフルエンザ発生の事態を受けて、感染防止資器材の整備に係る補正予算をお願いしたところであります。これによって本市の新型インフルエンザ対策が危機管理上も強化されて、迅速かつ総合的に取り組むことができると考えております。

今回の対応から得られた教訓についてであります。今回の新型インフルエンザについては現在対応中でありまして、これまで4回開催した横浜市新型インフルエンザ対策本部会議の中で、毒性の強弱や国内での発生状況などを踏まえて全市を挙げて現在も対策を進めているところであります。今後は、衛生研究所の検査体制の強化など、本部会議で決定した10項目の対策の実施状況や、今後発生する課題への対応などを検証する中で得られる教訓については第二波などへの対応に十分に生かしてまいりたいと考えております。



新型インフルエンザ対策の被害想定であります。鳥インフルエンザウイルスを想定した横浜市新型インフルエンザ対策行動計画に定める健康被害予測に基づいて、医療機関を受診する患者数約 48 万人、入院患者数約 1 万 1,800 人、死亡者数約 2,800 人などを想定いたしております。

また、特徴的な対応としましては、医療従事者用に備蓄するとしていたタミフルについて、今回新たに消防、救急業務用にも備蓄をすることとしたものであります。

B C P についての当面の対応であります。今回の発生を受けて、横浜市新型インフルエンザ対策本部会議において、社会的影響を考慮しながら保育園や学校の取り扱いなど業務の継続性について議論をしております。B C P については、こうした議論も踏まえて課題点を集約して、これはできるだけ速やかに策定をしております。

新型インフルエンザの発熱外来としてほかに必要な物品への対応についてであります。今回の補正予算で備蓄する医療用資器材は、行動計画上想定される患者数などに基づいて計画をしております。現在、新型インフルエンザ対策として市内 13 カ所の医療機関に発熱外来を設置しております。その際必要な医療用資器材を提供しております。今後も、医療機関からの要望を踏まえて、さらに必要な資器材について対応をしております。

関係医療機関との協議についての現在の状況と今後の進め方についてであります。これまでも医師会、病院協会などとは協議を行っております。さらに今回の新型インフルエンザ発生を受けて随時必要な情報の提供を行って連携を図っております。医療機関との協議を行ってきた結果、新型インフルエンザの国内発生後、直ちに発熱外来を 9 カ所開設することができまして、その後さらに 4 カ所の増設を行いました。今後の進め方としては、感染の拡大を念頭に置いた発熱外来の増設や、蔓延期の医療体制としての発熱外来以外の一般の医療機関における診療などについて、関係機関との協議を精力的に続けてまいります。

行政の役割と責任としての一般の医療機関に対する医療用資器材を配付する考えについてであります。新型インフルエンザが市内に蔓延した場合など、発熱外来以外の医療機関においても診療を行うことも想定をされます。この際に医療機関のスタッフに対する感染対策を行うことは重要でありまして、医療用資器材の配付などについて検討をいたしております。また、抗インフルエンザ薬の供給については、診療を行う医療機関への治療薬の優先的な供給を国や県に対して働きかけを行ってまいります。

残余の質問については教育長より答弁申し上げます。

教育長（田村幸久君） 市第 17 号議案について御質問をいただきました。

I C T 環境の整備、活用による教育環境、教育方法の変化及び子供たちに期待する変化についてですが、教育環境や教育方法の変化といたしましては、I C T 環境が整備されることで、黒板やチョークと同じように、日常的に電子黒板やコンピューターなどの I C T 機器の活用が広がっております。また、教材を拡大して表示をしたり、疑似体験などといった I C T ならではの長所を生かした授業が期待をできます。こうした変化により、よりわかる授業による学習面での効果が上がることや、子供たちには情報を効果的に活用し発信していく能力である情報活用能力がこれまで以上に身につけていくものと考えられます。

教育的に配慮が必要な児童生徒への対応についてですが、I C T 環境整備に当たっては、例えば活字読み上げソフトや実物投影機の導入など、必要な配慮を行うなどの対応を図ります。また、特別支援学校との連携を図りながら、子供たち一人一人に対応したきめ細かな支援を行ってまいります。